

福崎町自治基本条例

検討基本方針

平成24年7月5日

1 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治の基本理念や行政運営の基本原則等を定めるとともに、地域の課題やまちづくりに関して、誰がどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくかを明らかにした条例です。

地方自治体における自治のあり方を定めた最上位の条例という性格を有し、多くの自治体が最高規範として位置付けています。

2 条例制定の背景

(1) 地方分権の進展

国において、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、地方自治体の運営などについて、自由度を拡大させるために地方自治法を改正し、市町村の総合計画に対する基本構想の策定義務を撤廃するなど、基礎自治体への義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等の取り組みが進められています。

また、地方分権の進展により地方自治体には、自己決定・自己責任に基づく自立した地方政府としての役割も求められています。

しかし、厳しい財政状況のもと、多様化する住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取り組みを行政だけが行うことに限界が生じています。

これからは住民と行政とのパートナーシップの関係のもとで、目標を共有し、互いに力を合わせてまちづくりに取り組むことが求められています。

(2) 地方自治体の自立（自律）のまちづくりの推進

このような状況の中、地方自治体には、地方自治を守りつつも、自己決定と自己責任に基づく自主・自立（自律）の精神がこれまで以上に強く求められており、自立（自律）と共に助・公助のバランスを大切にしつつ、住民・議会・行政の互いの役割の確認や意識改革、自治の在り方を再確認することが必要となっています。

(3) 参画と協働の必要性

地方分権の進展や成熟社会への移行など社会情勢の変化に伴い、「公共」は行政が担うものとする従来の考え方から変化し、多様な主体が役割と責任を分担しながら公共の領域を共に担おうとする「新しい公共」の考え方方が生まれ、住民と行政の関係が改めて見直されるようになってきました。

このような中で、地域における多岐にわたる課題や、行政に対する多様化、高度化する住民ニーズを把握し、的確に町政に反映するとともに、行政サービスの効率化や質の向上を図るために、幅広い住民の参画と協働を一層促進する必要があります。

これからは、参画と協働によるまちづくりの仕組みが不可欠です。

3 当町の現状

当町においても、少子・高齢化の進展、住民ニーズの多様化、長期化する経済不況により、厳しい財政運営となっており、今後も益々厳しさは増していくものと思われます。

このような状況のなか、住民と行政が互いに力を合わせる協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりが必要となっていました。これからは町民のいのち・暮らし・人権を守る砦としての役割を担い、住民・議会・行政それぞれの役割や責務、住民参加の方法、基本的な事項について定める「福崎町自治基本条例」の制定が必要です。

4 条例制定の目的と効果

自治基本条例の制定を通じて、当町における自治の基本理念や行政運営の基本原則等を明確にするとともに、この理念や原則を住民と行政が共有することにより、住民にとってもわかりやすい行政運営を行うことにつながります。

また、条例化することにより、住民の行政への参画や行政との協働、自治会やボランティア等の住民活動の一層の促進が期待されます。

町政を担う職員にとっても、条例の理念や内容を理解することにより、住民との協働や住民への説明責任等に関する意識が向上し、住民の視点に立った行政サービスの一層の向上が図れます。

5 検討作業方針と体制

(1) 検討作業方針

自治基本条例の検討過程は、福崎町における自治（まちづくり）の在り方について見つめなおし、自治意識の向上が促される極めて価値ある取り組みであることから、町民に参画を促すことはもとより、町民と行政が協働し、ともに知恵を出し合いながら、条例を築きあげるために次の方針を掲げます。

1. 町民の参画機会を拡大するとともに、広く意見を取り入れる体制を確保するものとします。
2. 行政においては、関係職員のみならず全職員が自治基本条例の必要性を認識するため、職員研修等を通じて研鑽に努めるものとします。
3. 多くの町民に条例の内容をより理解いただくため、積極的な広報活動を行い、情報共有に努めるものとします。

(2) 検討に向けた体制

上記の方針をもとに、効率的かつ効果的な議論が進むよう、次のとおり体制を整備することとします。

① 自治基本条例検討委員会の設置

- ・一般公募や学識経験者、各種団体の代表、町議会議員等で構成する「自治基本条例検討委員会（以下「委員会」）」を設置し、条例の検討及び素案を作成し、町長へ提案します。

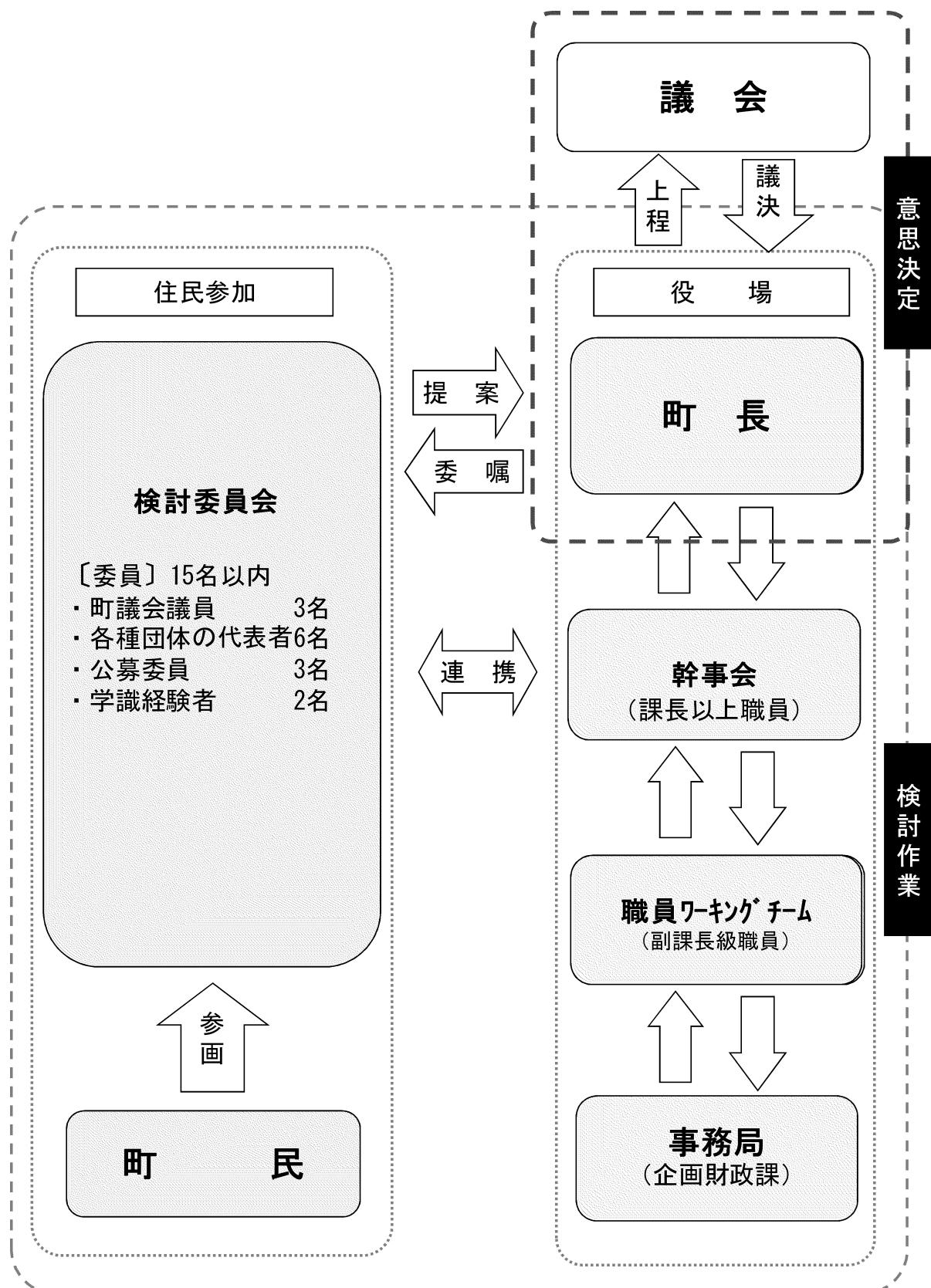
② 自治基本条例検討幹事会の設置

- ・府内の条例調査・検討及び条例作成に係る総合調整を行うため、副町長及び幹部職員（課長以上）で構成する「自治基本条例検討幹事会（以下「幹事会」）」を設置し、委員会と連携を図ります。

③ 職員ワーキングチームの設置

- ・幹事会の補助機関として「職員ワーキングチーム（以下ワーキングチーム）」を設置します。
- ・幹事が行う自治基本条例についての所掌事務の補佐的業務（条例調査・検討資料及び条例たたき台作成等）を行います。

【福崎町自治基本条例制定体制図】



6 検討スケジュール

平成24年7月から委員会や幹事会による検討を始め、平成25年6月に議会の議決を経て制定し、平成25年7月から施行することを目指とします。

(主なスケジュール)

年 度	内 容
平成24年度	<ul style="list-style-type: none">・条例検討基本方針の策定・委員会と幹事会の設置、検討開始・職員研修会の開催・パブリック・コメント手続の実施・委員会の最終提案
平成25年度	<ul style="list-style-type: none">・議案提出と議決（6月予定）・条例の施行（7月予定）

7 条例の構成要素

まちづくりの主体や行政運営の基本原則、住民自治の仕組み等について明文化するため、次のような事項について検討を行います。

(1) 前文

(2) 目的・定義

(3) まちづくりの主体

住民、町議会、執行機関（町長や職員等）の役割や責務 など

(4) 行政運営の基本原則

総合計画、財政運営、個人情報保護、説明責任、要望・苦情等への対応、広域連携、国・県との関係 など

(5) 住民自治の仕組み

参画と協働、住民参加の方法、情報公開、審議会等の公開や住民参加、住民投票 など

(6) 条例の位置づけ